

山形県環境教育行動計画

【中間見直し版】

平成30年 3 月

山 形 県

山形県環境教育行動計画【中間見直し版】の策定に当たって



私たちの住む山形県は、数多くの秀麗な山々、県土を縦貫する母なる川「最上川」、全国一の面積を誇るブナの天然林をはじめとする豊かな緑や清らかな水などの美しく豊かな自然に恵まれています。県内各地域に豊富に賦存する環境資源を、地域を豊かにする再生可能エネルギーとして利活用するなど環境を起点とする産業の振興や地域活性化を図るとともに、良好で魅力ある県土の姿を貴重な財産として守りながら、次世代に引き継いでいくことは、私たちの重要な責務です。

本県では、「持続的な発展が可能な豊かで美しい山形県」の構築を目指し、平成11年3月に山形県環境基本条例を制定するとともに、同条例に基づく「山形県環境計画」を策定し、6つの基本目標の1つに「環境教育を通じた環境の人づくり」を掲げ、環境教育に関する各種施策を展開してまいりました。

この間、平成23年6月の「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正に伴い、平成25年3月に、本県の環境教育を推進するための基本的な考え方や施策を示す「山形県環境教育行動計画」を策定しました。この計画の展開にあたり、目指す人間像を「山形愛の人」とし、山形を深く愛する心を持ち、身近なところから自発的に問題解決のために行動できる人づくりを進めてまいりました。

特に、先の東日本大震災を教訓として、県内で導入が進んだ再生可能エネルギーについて考える教材づくりやその啓発を行うとともに、県環境科学研究センターを環境教育の拠点と位置付け、相談窓口の設置と出前講座等を通じた学習の機会を提供してまいりました。また、やまがた緑環境税を活用した森林・自然環境学習や企業等と連携した森づくり活動の展開などに意を用いて取り組んできたところです。

このような中、山形県環境計画の中間見直しが行われたことを受け、環境教育の現場における、指導者や準備時間の確保などの課題への対応や、地域の環境資源を活用した利用しやすい学習プログラムづくりに加え、森や自然の大切さを学び森や木の文化を見つめ直す活動である「やまがた木育」を進めることなどを、今般、本計画に盛り込み、中間見直し版を策定いたしました。

引き続き、「山形愛の人」の育成を目指し、県民の皆様や事業者、民間団体の皆様、市町村などと協働しながら、家庭、学校、職場、地域等の様々な場において環境教育施策を推進してまいりますので、皆様の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

山形県知事 吉村美栄子

目 次

第1章 総論	
1 策定までの背景	1
（1）環境教育の必要性	1
（2）国と本県のこれまでの動き	1
（3）行動計画に基づく環境教育の取組み	4
（4）計画の中間見直し	4
2 計画の性格	5
3 計画の期間	5
第2章 基本的な考え方	
1 環境教育の基本的な方針	8
（1）本県の環境教育で重視すること	8
（2）環境教育を通して目指す理想的な人間像	8
（3）環境教育の要素	10
（4）環境教育を推進する手法	10
2 環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教育並びに協働 取組みを推進するための施策を実施する際の基本的な方針	11
（1）家庭、学校、職場、地域等で県民みんなが自ら参加、協働する施策	11
（2）参加、協働する主体の対等な立場と適切な役割分担	11
（3）環境教育において場と主体と施策のつながりを重視	12
第3章 環境教育等の推進のための施策	
1 学校、地域等幅広い場における環境教育	13
（1）学校における環境教育	13
（2）学校の教職員の資質の向上	16
（3）家庭や地域等幅広い場における環境教育の推進	17
（4）人材の育成・活用	24
（5）プログラムの整備	25
（6）情報の提供	26
（7）各主体の連携	26
（8）環境教育の更なる改善に向けた調査研究	28
2 職場における環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教 育並びに協働取組み	28
3 拠点機能の拡充	31
4 体験の機会の場の認定	34
5 情報の積極的公表	35
6 国際的な視点での取組み	36
第4章 推進体制	
1 各主体との連携・協働	40
2 計画の進行管理	41
3 施策を実施する際の参考となる指標	42
資料1 山形県環境教育行動計画策定の経緯	43
資料2 山形県環境教育行動計画中間見直しの経緯	44